

## 子供へのお年玉やお盆玉、贈与税はかかる？



お正月に会えなかった祖父母や親戚から「お盆玉」をもらった。今年の夏はそんな子供達が多かったのかもしれない。「お盆玉」とは、お盆の時期に祖父母や親戚などから子供達に渡すお小遣いのこと。お年玉のお盆休みバージョンです。ところで、これらのお年玉やお盆玉は、贈与税がかかるのでしょうか？



### No.4405 贈与税がかからない場合

8 個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの (国税庁HP 抜粋)

### POINT



### 「名義預金」にしないためには

- ➡ 子どもが自由に引き出したり預けたりできるようにしておく
- ➡ 毎年一緒にお年玉を入金していく、引き出すときは目的をはっきりさせて親と引き出す、ということで大丈夫
- ➡ 子どもが自分の口座があり、自分のお金を管理しているということをわかっていることが大切

(2021年3月3日 日本経済新聞電子版)

### No.4405 贈与税がかからない場合

2 夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの

ここでいう生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、治療費、養育費その他子育てに関する費用などを含みます。また、教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。(国税庁HP 抜粋)

## お年玉は基本的に非課税

お年玉や成長の節目で受け取るお金については、基本的に非課税です。基本的に年間で受け取った贈与が110万円を超えると贈与税が発生するのですが、お年玉などは例外的に非課税とする取扱いがなされています。

ただし、それも社会通念上相当と認められる範囲での話です。お年玉として祖父母から100万円ずつ合計200万円もらった場合などは、社会通念上相当と認められず、贈与税が発生する可能性があります。

## 親が管理して貯めていたお金を受取ると贈与税がかかることもある

基本的にお年玉やお祝い金は非課税とはいえ、親が管理していると、子どもが受け取った時に親からの贈与とみなされ贈与税がかかる可能性があります。例えば、親が子ども名義で作った口座にお年玉などを貯めて管理し、20年後まとまった金額になったタイミングで口座のキャッシュカードと通帳、銀行印を渡したような場合です。これはいわゆる「名義預金」となります。

「名義預金」口座の名義人と実際の管理者が異なる預金とは？ 名義預金は、名義人ではなく管理者のお金として扱われる

名義預金に当たる可能性のある、親が管理していたお金を受け取ると、「親から一括してそのときに贈与を受けた」とみなされ、贈与税が発生する可能性があるのです。20年間貯め続けると、総額が110万円を超えている可能性もあるため、注意が必要です。

## 生活費や学費として相当額である場合は非課税

仮に名義預金として口座が課税対象となる可能性があっても、それを生活費や学費として受け取る場合は、110万円を超えていても非課税となるでしょう。

お年玉など年末年始の贈答だけではなく、親から子など、扶養を受ける者が扶養義務者からその都度渡される生活費や学費は、非課税となるからです。ただし、これも全額というわけではなく、必要な範囲に限られます。学費が50万円しか必要でないにもかかわらず、学費の名目で200万円を受け取るような場合は、贈与税の対象となる可能性があるため、注意が必要です。



2023年度の税制改正により、2024年1月1日から相続税及び贈与税に関する法律も大きく変わっていきます。相続・贈与について、分からないことや判断に迷うことがございましたら、KONOIKEスタッフにいつでもお気軽にお問い合わせください。



# しずおかFPサービス column



日本経済新聞に『結婚資金の援助を受けたら課税？家族間贈与のキホン』という記事が掲載されました。記事は贈与税に関する基礎的な内容で、110万円までの暦年贈与には贈与税がかからないという基礎控除の説明や、こういった場合に贈与税がかかるかという事例が紹介されていました。

| 各ケース                     | 贈与税はかかるか？         |
|--------------------------|-------------------|
| 親が子の学費を支払った              | ▶ 教育費として贈与税かからず   |
| 祖父母が孫の不妊治療費用、出産費用を援助した   | ▶ 生活費として贈与税かからず   |
| 親が子の結婚資金を援助した            | ▶ 常識的な金額なら贈与税かからず |
| 親から教育費用目的な受け取ったお金で株式投資した | ▶ 教育費にあらず課税対象     |

生前贈与は相続税対策として基本かつ最も有効な手法です。贈与税について理解を深めることで思わぬ税負担を避けることはもちろん効果的な相続税対策を行うことが可能になります。

(2023年8月17日 日本経済新聞電子版)



## グランストーク城西 (掛川市城西二丁目) 完成現場見学会を開催しました



8月11日・12日に「完全予約制」にて完成現場見学会を開催いたしました。こだわりのスタイリッシュな外観デザインや設備をご覧ください。お暑い中お越し頂いた皆様、ありがとうございました。これからもお客様との出会いや感謝の気持ちを大切に精進してまいります。

## 『個別相談会』

☑ 相続 ☑ 遺言 ☑ 民事信託

毎月開催中！

無料

要予約

相続に関するご相談を、完全予約制にて毎月開催しています

【浜松会場】2023年9月16日(土)

毎月第3土曜 浜松市中区元城町216-11  
鴻池元城ビル3階

【掛川会場】2023年9月17日(日)・19日(火)

毎月第3日曜 掛川市弥生町234  
毎月第3火曜 JA掛川市やよい支所内会議室

【出張会場】2023年9月25日(月)

《予約電話番号》 053-454-3723

時間 9:00~17:00

※1時間単位の予約制

場所 浜松市武道館

浜松市中区西浅田二丁目3-1



浜松市武道館



《予約電話番号》 0537-61-2102

平日9時~16時受付  
税理士法人タックスサポート掛川支社内

主催

一般社団法人

しずおか民事信託推進協会

KONOIKE Co. 株式会社

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

□ 本社 千430-0946 浜松市中区元城町216-11  
□ 本店営業部 千430-0946 浜松市中区元城町216-11  
□ 静岡支店 千422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15  
□ 掛川支店 千436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14  
□ リニューアル部 千430-0946 浜松市中区元城町216-11

TEL:(053)455-0661(代) FAX:(053)452-1930  
TEL:(053)454-3723(代) FAX:(053)454-9584  
TEL:(054)269-5102(代) FAX:(054)269-5103  
TEL:(0537)64-3364(代) FAX:(0537)64-3362  
TEL:(053)455-1311(代) FAX:(053)455-1312